

2013 年 10 月 12 日

日本民俗学会の一般社団法人への移行について（提案資料）

法人化特別委員会

1. 提案

日本民俗学会を現在の任意団体から、一般社団法人に移行する。なお、定款作成など一般社団法人への諸手続きに関しては、2014 年 10 月までの移行を目指して理事会に一任する。

2. 法人化検討の経緯

○2006 年 11 月、第 26 期宮本袈裟雄会長の時代に、事務局施設購入を念頭に「有限責任中間法人」を目指して、法人化の意義と問題点を理事会で検討した。⇒2007 年 3 月、資金不足などにより、専用事務所不動産取得を断念。

○2008 年 9 月、「新非営利法人制度」への対応を検討し、担当理事より「急いで対応する段階ではないので、今後、検討すべきであるという報告」が理事会にされた。

○第 28 期理事会において、学术界の法人化アンケートに回答し、法人化の検討をした。

○2013 年 5 月 12 日、法人化特別委員会が発足。第 1 回法人化特別委員会開催。

○2013 年 8 月 2 日、第 2 回法人化特別委員会開催。法人化のメリットとデメリット、法人化の必要性、法人化の手続きなどが検討された。その結果、一般社団法人への移行を目指すことが確認された。

○2013 年 8 月 26 日、第 3 回法人化特別委員会開催。

3. 法人化した場合の優位性

○任意団体としての状況

- ・ 会則や組織制度などを独自で決めることができる。社会との公的つながりがない。
- ・ 財務経理面で厳格さが要求されない。
- ・ 申告しなければ、法人税など税を納める必要がない。

○法人化した場合可能となること

- ・ 学会名で契約が可能（銀行口座などは会長名で行なう）。
- ・ 公益的事業や収益的事業を行なうことができる。
- ・ 学会への寄付金が非課税となる。
- ・ 受託事業を行なうことができる。
- ・ 会費以外の収入（出版物の印税など）が、非課税対象となる。

4. 法人化の必要性

○広く一般市民、社会、行政との連携を深めるには、法律に基づく権利（法人格）を有した団体であることが望ましい。

○社会的な活動と認められるためには、学会の運営や財務経理状況の信頼性を確保することが重要であるが、そのためには法人として法に基づく適切な処理が必要。

5. 日本民俗学会が一般社団法人となる必要性

○日本民俗学会は、日本学術会議が示した学術団体の法人化推奨に対応することによって、学術団体としての社会的存在をアピールする必要性がある。

○日本民俗学会は、法人化することによって社会的に認められた学術団体として自他ともに認識し、公益性に富んだ活動を展開する。

○民俗学に関する普及活動のための図書出版や講演会などの事業が公益事業と認められるためには、法人となる必要がある。

○日本民俗学会は、法人化することによって社会的地位を明確にし、その学術活動を社会的に認知してもらうことにより、科学研究費補助金など学術的な補助の受託にあたって優位になる。

6. 新非営利法人制度における一般社団法人の特徴

○2010年12月1日から、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」が施行。

◎営利を目的としない社団について、登記のみによって簡便に法人格を取得できる。

○自由で自立的な活動が可能。

○簡易な設立要件：一般社団法人は、拠出金や財産などは不要。

○簡易な設立手続：一般社団法人の設立は、定款を作成して公証人の認証を受け、法務局に設立の登記申請を行なうだけで可能。

○一般社団法人は、所轄庁の監督を受けることがない。

○法人税を毎年7万円支払う。

7. スケジュール

2013年10月12日 本学会総会にて法人化及び法人化の手続きの理事会一任を承認。

2014年2月頃 法人化特別委員会で定款（案）を策定。

2014年3月 理事会で定款（案）を審議決定。

2014年4月頃 定款について公証人の承認を得る。

2014年5月頃 新法人を登記申請して、新法人を設立。

2014年5月頃 従来の方式で評議員選挙。

2014年10月 評議員会で理事選出、会長選出。本学会総会において、本学会の新法人への移行を決議。役員および会員は、新法人へ移行する。法人化完了。